ファイル共有ソフト利用による児童ポルノ拡散の防止対策

対策の概要

滋賀県警察では、2月9日、プロバイダである(株)ケイ・オプティコム（eoネット）と協定を結び、ファイル共有ソフトを利用して児童ポルノ画像等を公開している者に対し、プロバイダを通じた削除警告を行うことにより、インターネット上の児童ポルノ拡散の防止を図る全国初の警察・企業共同による取組みを開始しました。

ファイル共有ソフトを利用してダウンロードされた児童ポルノ画像等は、自らアップロードしなくても、データをそのまま放置することでファイル共有ソフトのネットワーク上に公開されます。

そこで、アップロードする利用者についてはこれまでとおりの取締りを行いますが、ダウンロードしたデータをそのまま放置する利用者に対しては、プロバイダを通じた警告を行います。警告を受け入れず児童ポルノを削除していただけない場合は取締りを行うものです。

対策のイメージは下図のとおりです。
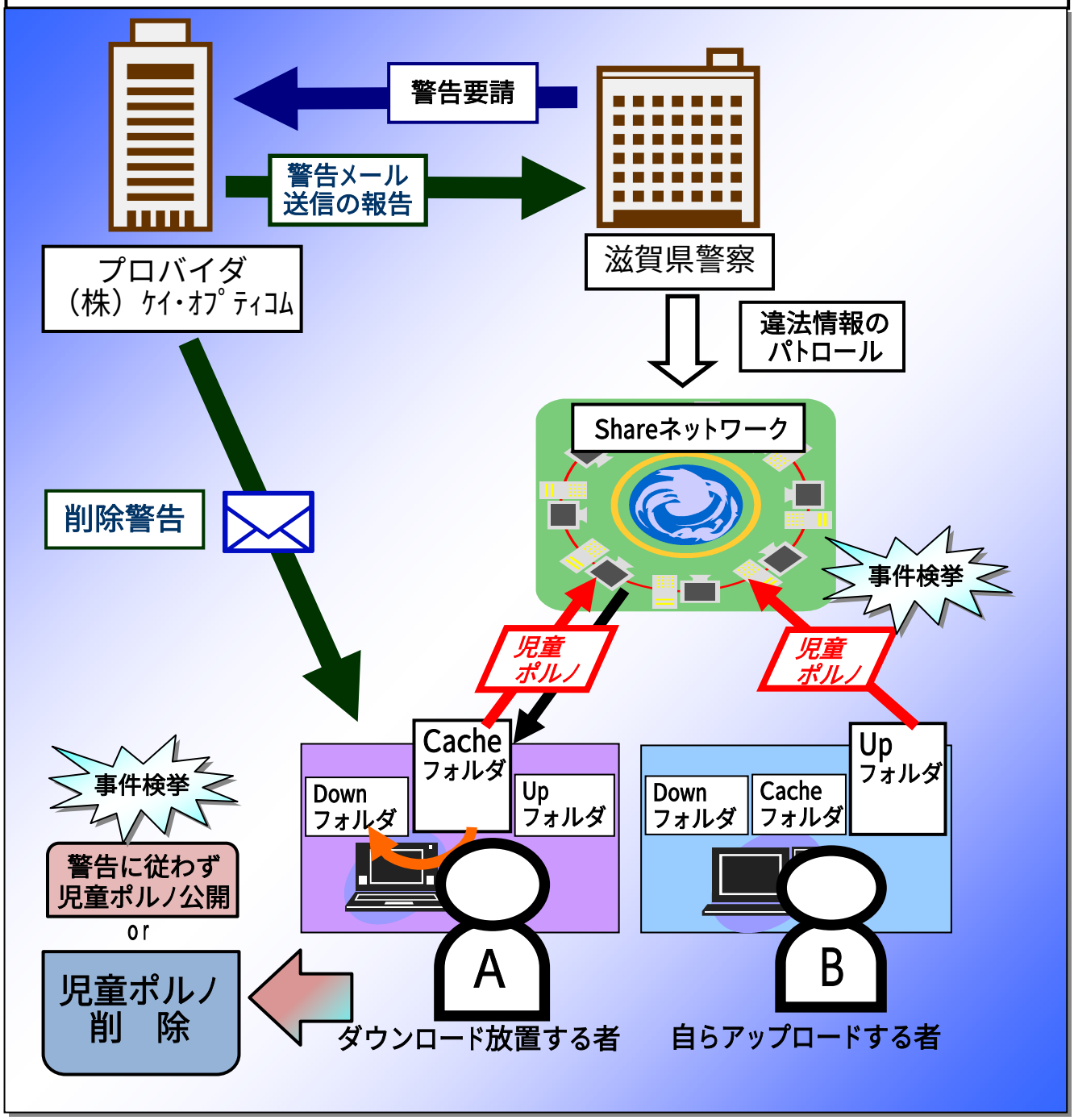
（少年課・生活環境課サイバー犯罪対策室・情報技術解析課）